

第 31 回 MOF・NGO 定期協議議事録

◆ 日時 2006 年 1 月 23 日 (月)

◆ 場所 財務省 中 422 会議室

◆ 議題

1. 政府系金融機関の統廃合における JBIC の解体について
2. アジアにおける資金源の拡大と日本政府の役割について
3. JBIC, EBRD の融資決定とガイドラインの遵守について
 - ・3-1: サハリン II フェーズ 2 プロジェクト (JBIC, EBRD)
 - ・3-2: タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業 (JBIC)
4. JBIC の Responsiveness について
 - ・4-1: タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業 (JBIC)
 - ・4-2: インド・オリッサ州森林セクター開発事業 (JBIC)
5. サンロケ多目的ダム事業灌漑部門 (アグノ川統合灌漑事業) への円借款供与について (JBIC)
6. 世界銀行、ADB の融資決定後に明らかになった問題点の対応について
 - ・6-1: パキスタン・タウンサ堰改修事業 (世界銀行)
 - ・6-2: スリランカ・(STDP) 南部交通網開発事業 (ADB)

◆ 出席者: (敬称略、順不同)

【財務省国際局】

参事官室: 宮崎補佐、中野補佐

開発政策課: 山崎課長

開発機関課: 長谷川課長、土谷補佐、木原補佐、田染補佐、浅沼係長、牧野係長、

【NGO】

松本、後藤 (以上メコン・ウォッチ)、神崎、村上、清水 (以上 FOE Japan)、田辺、藤沼、水澤 (以上 JACSES)、菅原 (ADP 委員会)、黒田 (Transparency Japan)

1. 政府系金融機関の統廃合における JBIC の解体について

松本:

今、一番重要な課題だと思うが、政府系金融機関の統廃合の中で JBIC の扱いがペンディングになり、官房長官のもとで検討会が開かれている。この検討会の動きに関しては、古田元外務省経済協力局長を除いて、ODA の専門家ではない人が含まれているので、報道でしか知り得ていないが、現在、借款と国際金融業務を分けて、新しい ODA 実施機関と統合される政府系金融機関が担う道と、JBIC を存続させる道の 2 つの案があると認識している。この検討会の資料は公開されているので拝見した。第 2 回の検討会で外務、財務、経産各省からブリーフィング、プレゼンテーションがあり、その資料を読んだところ、財務省は、国際金融等業務と円借款のシナジー効果を強調していると感じた。

一方、これまで定期協議の場で、例えば相手国政府のキャパシティ・ビルディングを JBIC が行おうとしても技術協力の資金が十分でない、事業を通じてしか行えない、或いは、大規模インフラ開発の後に起きた予期せざる影響に対して対応しようと思っても資金がない、という議論が行われてきた。私の個人的な印象として、「財務省は、融資機関も一定程度技術協力の資金があったほうが効率的に事業を行えるという考えを持っている」と思っていた。今回の検討会の資料において、財務省の見解として OOF と ODA のシナジー効果が強く出されていたことに、新鮮さと共に違和感を覚えた。又、今回の JBIC 解体に関する議論の中で、国際開発ジャーナルなど業界雑誌の中では、ODA の一体的な実施を行うのであれば世界銀行や ADB などの資金、国連への分担金を含めて一括して考えるべきなのではないかという意見も出されている。このことに関して4点ほど財務省国際局の見解を伺いたいと同時に、時間が許す範囲で議論したいと思っている。

まず1つは、政府系金融機関の統廃合における JBIC の扱いについて。もちろん最終的には検討会の意見を基に総理のレベルで判断することかもしれないが、財務省としては現在 JBIC の扱いについてどういう形を希望しているのか、どう考えているのか、そして、それはどういった背景があるのかを伺いたい。

2つ目は、その検討会でもプレゼンされていた OOF と ODA のシナジー効果について、どのように考えているのか。JBIC の業務を効果的にするために技術協力や無償資金協力の資金と統合することの意味についても財務省の考えを伺いたい。

最後に、JBIC を解体して ODA 実施機関を新たに作るという前提の場合、MDBs に対してはどのような位置づけになるのが良いと考えているのか。勿論それは一体ではなく今の状態が良いのかどうか、ということも含めて意見を伺いたいと思う。

MOF 山崎：

もともと JBIC に関する議論は、政府系金融機関のあり方についての議論からスタートした。8 つある政府系金融機関のうちの 3 つは廃止し、残りを統合するという大きな流れになった。その流れの中で、JBIC は円借款という他の政府系金融と少し違う事情があった。他の政府系金融は基本的に公的資金は使っているが、その判断はそれぞれの金融機関の長、例えば国際金融業務であれば JBIC の総裁が行っている。一方、円借款も含めた ODA は基本的には政府が行っているので、ある国に円借款をいくら行うのか、ということは閣議決定により政府が決めるわけである。JBIC は、融資契約の段階で総裁が相手の国と契約する。したがって、この円借款を大きな政府系金融機関の中に一緒に入れてしまうのか、それともこれを別のものとして扱うのか、検討が必要ではないかということになり、官房長官のもとに有識者から成る検討会を作った。

先ほど、このメンバーがそれほど ODA の専門家ではない人が含まれていると言われたが、それは、検討会を作る議論の前に、円借款を他の国際金融業と分けるべきか否かという議論において、ODA の専門家、国際金融業務の専門家、産業界などの意見が大きく分かれたので、ニュートラルな立場の方々の判断を大事にしようということで、こういうメンバーになったのではないかと理解している。

現段階の議論は、前回は有識者のヒアリングを行ったという段階で、今回は今週水曜の予定であるが、貿易界、ユーザーの立場からのヒアリングをして、ヒアリングを終了する予定だ。ここで議論するのはもともと JBIC のあり方

についてであったが、やはり ODA 全般に議論が渡るので、ODA の企画立案のあり方の議論を行い、その後、実際執行する上で一番機能的な執行機関のあり方を考える、といった形になると考えている。おそらく次の水曜日には ODA の企画立案のあり方についても議論することになるだろう。

これまで何回か議論しているが、今の企画立案は外務省が円借款・技術協力・無償資金協力の主管であることは間違いない。一方、政治レベルで言うと対外経済協力閣僚会議があり、15 人程の大臣が出席し、年に 1、2 回、30 分程度行われ、多少形骸化した面がある。そこで、閣僚レベルの会合において、実質的な中身のある議論ができるようにしたらどうか、という意見が多数出ている。一方で執行機関のあり方は、両サイドからのヒアリングがまだ出ていないので、どうなるかはわからない。

財務省の立場はどうかというと、財務省は政府の一員であるので、政府の立場としては昨年 11 月に出た経済財政諮問会議の合意案がある。現在は、有識者会議で議論を行い、それを踏まえて議論しようということになっているので、今どうあるべきかという意見はない。いずれにせよ、今は経済財政諮問会議の結論が出たといっても、JBIC については検討会にお任せするという状況である。

ここから先は私の個人的な考えを申し上げたい。私自身シンガポールに 3 年間いて、当時 JBIC に出向していた。アジア通貨危機の際、円借款、国際金融等をそれぞれのアジアの地域にどう提供したら良いか、という相談をしてきた。今の参事官である石井と、このことについて議論しているが、一番大事なのは企画立案段階である。

今の円借款の場合は、国別援助計画に沿った形でローリングプランという非常に詳細なプランをつくる。まず、外務省、財務省、経産省がミッションとして途上国に行く。例えばベトナムに年 2 回など。ミッションの事前に現地の ODA タスクフォースに、無償でも有償でも候補の案件を挙げてほしい、と言っておく。ミッションの際は世銀や ADB の人とも話をする。当然、ローリングプランを作る前提では、国別援助計画が織り込まれているのだが、その中にそれぞれの候補案件、例えば、「このプロジェクトには、こういった技術協力が必要なので、どうにかならないか」という相談を行う。

本当ならば無償資金協力の案件も一緒に考えたいが、残念ながら今のところ無償はこの表には書いていない。技術協力についても同じことであったが、こういう状態ではいけないということで、3 年前に円借款プロジェクトのシェアや予算をあらかじめ決めておいて、それに沿って振り分けることを始め、いまはそういうケースが増えている。ただ無償との関係で十分できていない。

例えば、これからアフリカ支援をやっていく中で、円借款か、無償か、場合によっては無償と借款のブレンドでつまり半分は返してもらいが半分は返さなくていい、そういうことができるかどうか議論している。

私が実際にやっていて、一番連携ができていないのは実は企画立案であるということは、ほとんど間違いない。ということは、逆に、それさえ出来てしまえば、執行機関は、別れていても、それに基づいて行えば構わない。もちろん執行も本当に一緒になったほうが良いという考え方もある。

一方、JBIC は非常にはっきりしているメリットとしてはシナジー効果がある。もう一つ、私が大きいと思うのは金融の役割である。つまり基金の時は審査部はなかった。今の JBIC になって旧輸銀の審査部が、円借款業務も国

際金融等業務も両方見ている。どのような新しい組織になろうとも、円借款をより無償・技術協力に近いものにし、返せなくても仕方ないというニュアンスでやるわけにはいかない。

MDBs については、MDBs は基本的に財務省が窓口になっているが、実は世銀や ADB などの理事会に出されたペーパーは、内部のネットで見ることができるようになっていて、我々と同じタイミングで外務省も見ている。そして、現在は世銀と ADB の理事室には、外務省からも出向していただいて、世銀には JICA から出向していただいている。財務省だけで行っているのではないかという昔のイメージとは大分違って来ていて、相当風通しが良くなっている。

実は相当情報の共有化はやっているし、ましてやトラストファンドでの技術協力的な案件も、外務省と擦りあわせをしている。話し合いを頻繁に行って全体で MDBs をきちんと日本の ODA 政策の中に位置づけていこうと思っている。

松本：

実際に意思決定に関わる、開かれた場での議論はなかなか行われず、個別にヒアリングベースでの検討会を行っている。現政権は比較的トップでアピールするところがあるので、我々としては、先ほどおっしゃったような本質的な議論がそれほど表だって出てきていないと思う。広いステークホルダーが入った場を設けることを希望する。外務省はそういう場を作ろうとする姿勢がない。また、この定期協議の場に出て来てきた様々な政策についても、体制がどうであれ、問題の原因がなくなるような制度を ODA に関しても引き続き維持して頂きたい。

2. アジアにおける資金源の拡大と日本政府の役割について

松本：

今回、私が焦点を当てたいのは、中国を始めとする新興国、私が活動する東南アジアのメコン地域で言えばベトナムやタイといった国がドナー国となり、自らの輸出信用機関を通じて周辺国に対して投資を行っていることについてである。世界的に見ればブラジル・インド・南アフリカと言った国々も、それぞれの地域で似たような役割を演じている。具体的には中国の輸出入銀行やベトナムの国営銀行によって行われるラオスのダム開発やビルマのサルウィン川開発、そして中国やカンボジアの道路建設などがあげられる。こうした状況の中、三つの点を指摘したい。

一つはこれら事業によって大きな環境・社会面での悪影響が出ること。二つ目は MDBs や二国間援助機関がセーフガード政策を作り、それを適用して問題案件への資金供与をしない体制をとっても、新興国がそうした事業に十分な配慮なく公的資金を投じること。三つ目はその結果として、これは心理的效果もあると思うが、中国やベトナムなどの新興国が近隣諸国に支援するよりは、世銀・ADB や二国間援助機関が支援した方が良く、といった議論によって、環境・社会配慮政策の適用が不十分・不適切になるという懸念を持っている。

これは必ずしも政府の役割だけでなく、我々も各国の NGO とも連携を取りながら、それぞれの国で様々な制度を作らなければならない。一方で、日本政府、特に国際開発金融を担当する財務省国際局に対しては、例えば、OECD のコモンアプローチのような方法で、非 OECD のアジアの輸出信用機関が JBIC 並みの環境・社会配慮政策を少しずつ作っていくイニシアティブを発揮して欲しいし、共同で作って行きたい、という希望を持っている。

る。

そこで新興国（中国、ベトナム、タイ）の公的資金による周辺国のインフラ開発をどのように評価していて、非 OECD のアジア諸国の公的開発資金の環境・社会配慮政策という観点で、日本の財務省が果たすことができる役割があるとするれば、何であるのかを伺いたい。

MOF 山崎：

今、中国や他の途上国による第 3 国に対する開発援助という話があったが、そもそも、それが開発援助なのかどうか、と言うことすら分からない。もともと資金が豊かにあるわけではない国が援助を行う訳だから、それなりの目的があると思うが、そういうものであれば、益々情報が出てこない。これは色々な面で我々も関心を持たざるを得ない。一つは環境・社会配慮がなされているか、もう一つはどういう金利条件で行われているかについてだ。これは第 3 国の財務内容にも影響を及ぼす。世銀や IMF が把握している案件であれば、その国の負債の一部として我々が見ることも出来るが、必ずしもそうっていない。

特に我々が一定の基準を満たした最貧国の債務を免除することによって彼らの重荷を取って、彼らが少しずつ自立的な経済を作っていけるように世界全体で進めている時に、例えばそういった国に大量に商業ベースで資金を貸すことは問題であろう。新興国が国際的な活動をするようになれば、貿易面で見れば WTO に加盟することが必要になるし、援助の面で見れば OECD や IMF に適切にレポートすることも国際的なルールとして必要だ。それは我々だけでなく、他の先進諸国が感じていることでもある。

実際に国際機関が新興国に対してアプローチして、出来るだけ情報開示するよう働きかけてはいる。内政干渉として受けとめるかもしれないのでは我々が個別に言うわけにもいかないことから、国際機関のようなマルチの場で求めていかななくてはならない。もう一つは、少なくとも我々がある国に円借款を供与しようとしている時に、どの国からどのくらい、どんな金利で借りているか分からないと、我々が判断を誤る可能性がある。そこは適切に報告して欲しいと言うことを地道であるが国際機関を通して働きかけていくしかない。

松本：

経済や財政状況で言うと、そのような懸念は大きいかもしれない。しかし、プロジェクトベースで考えると必ずしも BRICs だけではなく、ベトナムやタイといった国際政治の中ではそれほど大きくない国が実は大きな役割を果たしていると思う。もう少し細かい視点で、どういうことが財務省に出来るのか、その点はいかがか。

MOF 山崎：

A 国と B 国が 2 国間で援助しているときに、我々も B 国に貸していれば、B 国を通じて色々情報を集められる。しかし、そうでない場合、B 国で何か問題が起きたときに、日本と関係ない 2 国間に干渉することは非常に難しいので、どうしてもマルチな機関を介してでないと難しいと思う。

松本：

アジアという地域を考えた場合、ASEAN+3+インドなど経済マターを話し合うことが多いが、そういう枠組みを使って地域レベルで具体的に出来ることはないか。

MOF 山崎：

供与する国もされる方も何ら問題と感じずに行っている援助を、第三国が問題にするには、その援助で何らかの被害を蒙っている住民などがそのことを第三国に訴えて、それに対して、第三国なり、マルチの機関が何ができるのかということから始まる。

神崎：

ただ OECD など各国の中では、不当競争などを防ぐために同じような条件を付けていこうとしている。そういう観点で考えると、今、例えば特別安い金利で他の国が供与していた場合は、それは日本にとって不利益になってくる。そういった観点で松本さんが言ったような枠組みを作っていくとか、純粋に環境面だけでなく、日本として何か出来ないのか。

MOF 山崎：

今話しているのはそもそも OECD に加盟していない国についてであり、DAC のルールとは関係ない国についてである。何かルールに則ればいいが、それは難しい。例えば中国は OECD のメンバーではない。OECD の中でも話されているが、先ほどおっしゃった様な、少し細かいところになると OECD の DAC のルールの延長線上で補足することは難しい。具体的にどういう問題を二国間の問題ではなく、国際的な問題に出来るかということである。

松本：

そういう意味では、私が挙げた懸念事項の2つ目と3つ目に挙げた点については、あまり大きな新興国でなければそれほど気にしていないというか。

MOF 山崎：

大・小の問題ではなく、実際にどの程度問題が起きているかである。中国に関しては少なくとも色々なところで色々な問題が起きていると聞いている。

松本：

つまり、問題が顕在化し、事実として出ると、財務省としても何か行動する必要性が出るのか。

MOF 山崎：

先ほど言ったように、中国などの大きな国に対し、第三国に行っていることは、出来るだけきちんと報告してもらうよう、国際機関がアプローチしている。

松本：

三つ目の心理的な効果だが、JBIC にも環境社会配慮の系統のメンバーやコンサルタントからすると、プレッシャーを感じている現状がある。

MOF 山崎：

そんなことで環境社会配慮がないがしろになっては困るので、もしないがしろになるようであれば、言ってもらいたい。

3. JBIC, EBRD の融資決定とガイドラインの遵守について

後藤：

JBIC は、融資決定前に「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」に基づき、事業に適切な環境社会配慮が行なわれたかを確認する必要がある。環境や社会への影響は予測困難かつ不可逆的なものが多いことから、慎重に様々なステークホルダーからの情報に基づいて意思決定することが求められている。ガイドラインにはまた、「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮がなされない場合には融資等を実施しないこともありうる」と記載されている。

しかし、実際には、融資前にガイドライン遵守が確保されていない状況が明らかになりながら、融資が実施されている例が少なくない。JBIC にはこれまで問題提起してきているが、納得のいく返答がないまま同じような状況が続いている。また、JBIC の情報は事業者からの情報に終始している印象も持っている。このような理解に基づいて、JBIC はガイドラインをどこまで遵守すれば融資決定を行うのか、また現地の情報がどのように意思決定に反映されるべきだと考えるか、次の二つのプロジェクトを例に質問したい。

村上：

サハリン II フェーズ 2 プロジェクトについて、融資申請は 2003 年に出ているが、環境影響対策に問題があるため延期されている。昨年 12 月に事業者が作成した環境影響評価補遺版が公開された。これを受けて EBRD は同事業がコンサルテーションを実施するレベルに達したとして、同月 20 日に融資の最終段階であるパブリックコメント期間を開始した。

しかし、同事業が EBRD の環境政策の基準を満たしていないのは明らかだ。例えば鮭の遡上する河川における陸上パイプラインの横断についても、12 月のはじめに私はこの工事状況を見ているが、問題が指摘されてきたにも関わらず状況は変わっていない。アニワ湾の浚渫に関してもすでに作業はほとんど終了しており、EBRD の基準を満たすことはありえない。このように EBRD の環境政策の基準を満たすことが不可能な状況があるにもかかわらず、今回、融資を検討するパブリックコメント期間に入ったということに対して、財務省はどのようにお考えなのか聞きたい。

2 点目は、これまでに多くの日本の関係者が、「サハリン II フェーズ 2 に係る環境関連フォーラム」などを通じて、JBIC に対し SEIC の環境社会配慮の状況を JBIC としてどのように判断しているか尋ねたが、回答を得ることができていない。今回公表された EIA 補遺版の内容に関して JBIC はどのように判断しているのか伺いたい。

後藤：

タイのゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力事業に関して、前回も議題に出させて頂いたが、いまだ現地住民に対する事業の環境影響に関する適切かつ十分な説明がされていない。事業者による言論の自由を規制する働きかけがあるが、現地住民の方々は事業の環境影響に関する情報を求め続けている。その中で、事業者はゲンコイ地域において、適切な方法で合意を取るよう十分な調整を図っていないどころか、住民を告発し、逮捕へと導いている。JBIC にはそういった点を踏まえて住民の声を聞いてほしい、この現状のまま融資を行うことになれば、ガイドラインに違反することになる、と指摘した。

しかし、去年の 11 月 11 日に JBIC はこの案件に融資決定を行っている。住民は融資決定後の 11 月 21 日に JBIC ヘレターを送付、また 12 月 9 日には JBIC バンコク事務所前で抗議行動を行っており、現地の住民は JBIC に対して自分たちの声を聞いてほしいと訴え続けている。これらを考えると、この事業は被影響住民からの理解や合意を得ているとは判断しがたい。JBIC は住民の方々からの訴えに本質的には答えておらず、事業者に確認する、事業者に伝える、としか回答をしていない。事業者から嫌がらせを受けている住民に対して、事業者と話してほしい、としか伝えていない。JBIC が住民と本質的な対話をしていない中で、融資決定したことはガイドラインに違反していると考えるが、JBIC はこういう点を十分に考慮していないという印象を受ける。

そこで質問だが、まず、被影響住民との合意形成において、事業者が JBIC のガイドラインが求める要件を満たしていないにもかかわらず、JBIC が融資決定を行ったことについて財務省はどのようにお考えか。そして、事業者が合意形成を適切に行っていない場合、JBIC はガイドラインに沿って事業者に勧告する以外にどのような確認をとるべきだと考えるか。以上 2 点についてお聞かせいただきたい。

MOF 土谷：

EBRD の事務局に 12 月 14 日に出たプレスリリースの趣旨について聞いてみた。プレスリリースは、EBRD が「fit for purpose」と判断する以前に行われたいくつかのことについて不適切な点があったことは率直に認めたうえで、環境評価への補遺版が出されたことをもってパブリックコンサルテーションに移すに値すると判断したという内容である。「fit for purpose」と判断したという点だけでなく、これまでの状況がどういうものであったかを整理して織り込んだということ。

ご質問は環境ガイドラインとの関係を聞かれていると思うが、河川横断問題については、今回補遺版を作成するに当たって新たな河川横断戦略を策定したことを踏まえ、今後の改善措置の状況を中心に総合的に河川横断行為が環境政策に照らしてどうであるのかを判断していくことになる、とのこと。アニワ湾の件も同様で、最初の投棄で代替地が適切に検討されなかったという点で望ましくないことがあったことを認めたうえで、今後の投棄がどうであるかを総合的に勘案しながら、環境政策が遵守されたかを判断することになる、とのこと。EBRD としては、あることが起きてしまったことをもってただちに環境ガイドラインに違反すると言っているのではなく、確かにそういう事実はあったが、今後の改善措置等を見極めた上で、自らの環境ガイドラインが遵守されているかどうかを最終的に判断するとのこと。

MOF 中野：

本件については、EBRD とも十分に連携を取りながら行っている。今年に入って JBIC に確認しているが、公開された EIA 補遺版の内容には、今まで我々がフォーラムの中で提示頂いた内容でサハリン社エナジーがどう動いているかが書かれており、そのような公表された EIA の補遺版を踏まえて、現在自らのガイドラインに照らして環境社会影響の評価、審査を継続しているという答えを JBIC からもらっている。従って、EIA の補遺版の内容について JBIC はどう判断しているかという質問を頂いているが、今申し上げた状況にあるので、現段階では補遺版に対して申し上げる状況にはない。

MOF 宮崎：

タイのゲンコイの案件について、財務省としては、実施主体者が JBIC の環境ガイドラインの要件を満たさないま

ま JBIC が融資決定を行ったという認識は持っていない。それから、事業者の責任としての社会的合意形成が密接になされていない場合の対応については、あくまで事業に関する社会的合意は、事業実施主体者が適切に情報を公開して、事業実施主体者と地域住民とが十分に対話することを通じて密接に社会的合意が形成されていかなければならない。社会的合意形成が両者の間で十分になされていない場合には、JBIC から事業実施主体者と地域住民とが十分対話ができるように、事業実施主体者に働きかける必要がある。しかし、それを行っても社会的合意形成が適切になされない場合は必要に応じて JBIC が 現地への訪問を通じて確認を行うべきと考える。

村上：

実際、これまでこの問題を見てきた者としては、河川の状況にしても、アニワ湾の状況にしても、改善する時間はあったが実現できていない。今後、本当に改善できるのかどうか疑問である。EBRD は、ガイドラインの基準が確保されていなくても融資することがあるという意味なのか？

MOF 土谷：

その点も、EBRD の事務局に確認をした。EBRD のホームページにサハリン II について説明したセクションがある。その最後の方に derogation についての説明があり、仮に環境ガイドラインに逸脱する事態があったとしても、理事会の承認を得ることによってプロジェクトが承認されることはあり得る、というのが答え。我々の理事会での判断事項として EBRD が環境政策についてどのような判断をするのかは当然考慮に入れる。現在のところ derogation が必要、との判断は EBRD は行っていない、とのこと。

松本：

derogation で融資を行う場合、相当アカンタビリティが求められる。そう簡単にはできないとを感じるが。

MOF 土谷：

どういう違反かによるのではないか。

松本：

JBIC ガイドラインにこのような文言はないが、例えば今行われている審査中の案件を見ても、不十分な EIA であるにも関わらず、もう着工してしまっているものがある。ここで JBIC が融資する場合、非常に不備の多い EIA で、着工し 50% 程進んでいる段階で本当にガイドラインを確保した状態に戻す適切な EIA に変えられるのか。また変えたとしても EIA は基本的に事前に行うものだから、それに手を入れても事業への影響は最小化できないと思う。融資の土俵に上がること自体、疑問に思う。つまり、JBIC はひどい EIA を何とか直そうとするが、そんな段階で EIA を直したからといって企業が本当にガイドラインを遵守しないのではないかと思う。

MOF 土谷：

ガイドラインに反しているか否かの話になると、現行のガイドラインはそれ程実質にわたることがあまり書かれておらず、手続き的なことが中心であるため、なかなか難しいところはあると思う。今 IFC のセーフガードの改訂が議論されているが、そこでもその様なことが論点になっている。他方、例えばサハリン II についても、EBRD は今年の総会以後、本腰を入れて、サハリンエナジー社と相当コンサルテーションを重ねて、努力してきている。当初のスケジュールから相当遅れているのは事実であり、影響も全部は回復できないかもしれないが、相当程度回

復できる可能性はある。そういうものをどう総合的に判断していくのか。全く元通りにもどらないと駄目だ、という意見なのか。

後藤：

問題だと感じるのは、誰もが問題を認識している事業であるにも関わらず、事業が進むことだ。例えば、建設を一時止めるといった対処は出来ないのだろうか。

MOF 土谷：

融資機関がどこまで関与できるかという問題がある。例えば 50%工事が進んでいる段階までは何も関与していない状態で、あったとする。EBRD の検討を見る限りは、既に起きてしまったことをどの程度回復させられるかも含めて議論して最終的に判断するものだ理解している。

松本：

それはかなり難しいことだと思う。最初のひどい EIA で 50%進んだとして、そこに日本企業が関わってきて、何らかの依頼が融資機関に来たとする。すでにある色々な問題は過去のこととして、今後起こさなければ良いと考えるのか、または、これだけたくさん問題を起こしてきた案件には公的な資金はかけられないと考えるのか、どちらかだと思うのだが。一方で国際機関が関わるから問題が改善される、という先の議論に戻ってしまうが、しかし、それを持ち出すと色々な抜け道ができてしまう。

MOF 土谷：

All or Nothing ということなのか。どの時点が引き返せる時点なのか分からないが、もう改善が見込めないところまで行ってしまうケースと、そうではないケースがあるのではないか。

松本：

EIA がどのくらいひどいのかを把握している状態で、途中から関与する場合、やはり、工事のサスペンションなどに関してはある程度、意見を言える契約を結ばないとまずい。途中から関わる場合は、通常と違って、融資に関することだけでなく、不安な材料が多いので、工事自体のサスペンションについても融資機関側がある程度、担保出来るようにしていかなければならないと思う。

MOF 土谷：

どこまで改善すればよいかという基準は設定しにくので、形式的な手続違反があったから、融資しないという議論も考えられる。しかし、一方ではそれは極端な議論だと思う。

後藤：

手続を確認するにしても、例えば EIA の手続が行われているかといえば、事業者が被影響住民へ「コンサルテーション」を行ったと記録し、情報を配れば、形式的に手続き上の問題はない。しかし、実際に現地に行って情報を聞いた場合、反対を唱える住民が求める情報を与えられず逮捕されているなどの事実が出てくる。一方で、事業者以外のステークホルダーから情報が挙がって来ても、特に JBIC が一体その情報をどう処理しているかは大きな疑問がある。今のような姿勢のままであれば、果たして手続きだけを見ればよいのか、と言う問題は残ると思う。

MOF 土谷：

そういうパターンもあるが、まさに現在、IFC のセーフカード政策改訂について議論になっている。今回の IFC の改訂は、形式的な手続に関する規定を極力見直して、より意味のある協議を確保しようという方向で検討されている。それはそれでまた、色々な意見があり、奥が深く難しい問題である。

サハリンⅡについて言えば、過去に問題があり、かつ現在もこのような状態なので手を引くべきということか。

村上：

サハリンの件に関しては、これまでの長い経緯と事業者の取り組みをみると融資が出来る状態ではないと思う。JBIC に関しては審査の過程がよくわからない。JBIC は今後どのように融資判断を行っていくのか。フォーラムで JBIC が発言したように、融資を実施するにあたっては関係者の納得が得られる必要があると思われるが、今後それをどのように実現していくのか。

MOF 中野：

通常の案件だと融資を承諾する際に、JBIC の環境面での審査も含めて、良いと判断して承諾するのだから、融資承諾した時点は、環境影響評価についてクリアした時点とほぼイコールになることもある。質問の意味が融資承諾する前に JBIC の環境審査の結果を教えてくださいということであれば、そうしたタイミング上手続き的に難しいことがある。不可能だというわけではないが、今までの案件でそういうことはしていない。サハリンプロジェクトがこのような経緯のある事業であるし、そういったことを踏まえて JBIC が今後、融資判断のプロセスにおいて環境審査に関する JBIC の判断をどう説明していくかについては今後、JBIC にしっかりと聞く必要があるが、今の時点では何も言えない。

後藤：

ゲンコイに関しては、再度強調したいが、やはり事業者が住民に対して十分な情報を提供しなかったことで、現地の住民には懸念が強く残ったままだ。EIA は当然タイの法律には沿っていると思うが、本当にコンサルテーションの中身が、反対意見を持った人の意見も平等に盛り込んだものかというのは疑わしいし、その点を、反対住民も私たちも JBIC へ訴えつづけてきている。それを、タイの法律上手続きがうまくいっているからと言って JBIC が配慮しないのは問題だと思っている。前の議論と合わせれば、建設をとめて住民の意見を聞き、それをしっかりと確保するくらいのことは必要だと思う。

藤沼：

住民との合意形成という点だが、インドのオリッサ州の森林セクター開発事業においても住民との合意形成がなされていない。そして、住民側が JBIC に対してレターを送っているが、住民との合意形成が全くなされていないと私たちが JBIC に話しをしたところ、JBIC からは 12 月 17 日に意見交換会を開いたという報告を受けた。しかし、詳しい話を聞いたところ住民に対しての招待状は 12 月 22 日付けで送られていた。こうしたことから見ると、住民との合意形成に対する努力がなされていないと判断することができる。こういった事業者に対して JBIC は勧告するだけでは弱いのではないかと思う。

MOF 宮崎：

タイの案件について、環境ガイドラインの中でもできる限り社会的合意を形成しようとしている。現地の住民に対

する説明会も、それをやれば、環境社会配慮ガイドラインの要件を満たすということではない。やはり、反対派住民がいて、彼らの合意を得られない場合、それを踏まえた検討をしなければならない。それを無視してはならないと考えている。

4. JBICのResponsivenessについて

藤沼：

JBIC の環境・社会配慮ガイドラインでは「透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する」と明記されている。しかし、JBIC はプロジェクトの被影響住民・NGO から情報提供を受けた場合、現地駐在員事務所が適切な対応をとっておらず、JBIC が情報提供を受けてからの返答が著しく遅い。もしくは返答しないというケースが見受けられる。タイ、ゲンコイについては後藤さんが先ほど説明した通りである。

インドのオリッサ州森林セクター開発事業について、オリッサ州は森林資源に頼った生活をしている。およそ 30～40%の住民が森林資源に依存している。住民はプロジェクトに対して反対を表明し、デモもおこなった。また 9 月 7 日付けで現地の NGO が懸念を伝えるレターを送ったが、その返答が約 4 ヶ月後の 12 月 28 日付けで返ってきた。内容についても、事業者には懸念を伝えると返答しただけである。

質問は、JBIC は、被影響住民から情報提供を受けた場合に、速やかな手紙の受領確認、指摘内容に対する現在の検討状況、指摘内容に対する判断の根拠、融資前でそれが不可能な場合は判断の根拠となる枠組みを情報提供者に対して返答するべきだと思うが、財務省の見解を伺いたい。

MOF 宮崎：

タイのゲンコイについて、この件に関しては、4 月と 11 月に JBIC 宛レターが届いたと聞いている。それについては、書面により、受領確認を行ったと聞いており、今後もそのような対応をすると聞いており、その点は適切な対応だと考える。JBIC による指摘内容に対する返答についてだが、環境社会配慮の主体は実施機関なので、まずは、JBIC は可能な限り当該情報を事業実施主体者に提供し、適切な環境社会配慮を行うよう求めるべきと考える。JBIC 自身による返答だが、指摘内容に対する検討状況や判断の根拠、枠組みについては、求めに応じて可能な限り回答すべきと考える。

MOF 中野：

インドのオリッサ州森林セクター開発事業について、オリッサ州では森林資源に依存している住民が多いので、このプロジェクトに対する懸念が強くなっているとのことだが、このプロジェクトの発端は、インドの都市から離れた住民が森林資源に依存して生活しており、生活のために森林を伐採してきたが、これが持続的な発展のためには好ましいことではないということで、その問題に対応する事業として始まった。このことを踏まえると、我々としては、このプロジェクトに対する懸念はどういう所から出てきているかをよく見なくてはならない。というのは、うまく話し合えば、向いている方向は同じ可能性があるのではないか。

今まで JBIC が行ってきた対応についてだが、9 月に出されたレターに対して、手紙を出した方に長い間返答がなかった。これについては、初動の対応として適切ではなかったと思っている。その部分に関しては JBIC にしっ

かりとした対応をしてもらいたいと感じている。その上で JBIC が何をできるかだが、まずは、事業主体が住民とのコンサルテーションをしっかりとやって理解を得ていくことが必要である。このプロジェクトを実施するに当たって、手紙を出した NGO とのコンサルテーションもしっかりとやって理解を深めていくことも重要であると感じる。

後藤：

言いたいことは、もっと一般的なことで、例えば、ADB や世銀などに質問すると、すぐに返答が帰ってくる上、こちらの質問に対して、2 枚、3 枚と、ADB や世銀自身はどう考えているかを明らかにした答えをしてくる。一方で、JBIC からの返答はあまりに遅く、10 行程度しか書いていないので内容も薄い。ADB や世銀と比較すると内容、スピードに大きな違いがあるのはなぜかと思ってしまう。自分たちの生活に影響を受ける、懸念を持っている人たちからの直接の働きかけがあるわけだし、そういった人びとこそ迅速な返答を望んでいる。返答内容についても十分なものを欲しているはずである。

MOF 中野：

質問の内容はマナーの問題なのかと思う。普通の組織であれば、自分がやっている事業の内容についての質問に対して答えるのは当然のこと。マナーについて、JBIC に対してはしっかりとやっていくよう申し入れしている。今後も伝えていきたい。

松本：

この問題と長くつきあって来た者から見ると、昔は返事がなかったもので、返事するようになっただけでも良くなった。ただ、JBIC の人と本音で話すと文字に残すことの恐怖は大きいという。記録に残すことの恐怖心がある。組織の意思決定機構上、権限や立場というものによって言える事が限られてくるのも事実である。なので、マナーという問題とは別に、ある程度、内容が薄くなることは仕方ないとも理解は出来る。ただ、この問題がマナーではなくカルチャーだとしたら、より重要なのは、現地を訪問して住民の理解を得ることが重要となる。現地に行くのはイヤだ、でも文章にすると言質を取られるのでイヤだ、というのでは進まない。どちらかはできるはずである。文章に残すことが出来ないのであれば、そういった努力が必要である。

MOF 土谷：

この件について JBIC と意見交換されたことはあるのか。

松本：

きちんと申し込んで、意見交換を行えば議論することができる。しかし、それは文章にはならない。

MOF 土谷：

電話で簡単に質問して、担当者が答えてくれるといった状況ではないのか？

松本：

そういったこともあり得るが、我々がそれを英語に直したり現地の言葉に直したりしなければならない。伝言ゲームになってしまう。伝言ゲームにはリスクが伴うので、JBIC が直接現地に赴くことか書面できちんと回答するか、どちらかが望まれる。

藤沼：

実際に私はオリッサ州の森林プロジェクトに関わってきたが、日本の NGO が JBIC に問合せをすると非常に返答が早い。だが、現地の NGO や住民の方が問い合わせると返答が遅い。なので、私たちが JBIC に聞いてそれを伝えるという形が一番早い形になる。

それと、住民が一番不安な点は、これは住民参加型のプロジェクトにもかかわらず、住民に対して何も説明がなされないという点にある。住民に対する情報公開がされていないのに住民参加型というのはおかしい。それから、彼らの生活のために森林を伐採しているというわけではなくて、オリッサ州にはさまざまな種類の植物が生息していて、地元の人はその地元の植生については森林局の役人よりも理解して持続的に管理していると考えている。彼らにとっては、まったく情報がない中で、このプロジェクトがいったいどういう植林をしようとしているのか分からない、という不安がある。

5. サンロケ多目的ダム事業灌漑部門(アグノ川統合灌漑事業)への円借款供与について(JBIC)

神崎：

サンロケダムに関しては以前から問題を提起し、何度も議論させてもらっている。発電は始まっているが、未だに、補償の3割が未払いであり、被影響住民の生計手段の回復がなされていないなどの問題がある。そういったことが解決に至っていないにも関わらず、この案件に伴う灌漑事業の計画が挙がってきた。そして、この灌漑事業についても同じ様な状況が起きている。例えば、移転住民に関して、再定住地が決まらず、家屋も建設されていない状態であるにも関わらず、補償が支払われてから45日以内に立ち退かなければならないという規定を前提に、既に補償の支払が始まってしまっている。また家屋の補償は始まっているが、農地や土地の補償は後回しになっている。これを見ても JBIC のガイドラインにある適切な時期に補償や支援が行われるといった状況ではない。

12月24日のまにら新聞でアグノ川灌漑事業の交換公文の署名と円借款の借款契約の締結が1月中にもなされるのではないかという報道があったので、急遽この場で議論させてもらうことになった。この報道がなされた後に、JBIC や外務省に確認の連絡を取ったところ、JBIC からは早ければ1月中に最終判断があるかもしれないが、あくまでも最終判断は日本政府が行うということ。一方で外務省では1月中の交換公文署名はないだろう、との回答であった。

質問1は、この報道内容の真偽について、お聞きしたい。もし、1月中の交換公文署名がないのであれば、この借款契約において、現在フィリピン政府とはどのような段階、どのような状況にあり、具体的に交換公文署名の時期をどのようにお考えかをお聞きしたい。

質問2は、まにら新聞で移転問題や予算措置の問題も解決したとの報道がなされ、JBIC も同じ様な認識であるようだが、実際は先ほど話したような問題が起きている。この点に関し、財務省ではどうお考えになっているか、解決したという認識かどうか。もしそうであれば、それについての理由を伺いたい。

質問3は、先ほどから申し上げた問題があるなかで、サンロケダム本体の問題もまだ解決しておらず、さらに灌漑事業を推し進めてしまうと、あの地域全体の住民の生活が苦境にさらされる可能性もある。住民自体が、サンロケの事例を目の前に同じ様な問題が起こるのではないかと懸念がある。現地の意向としても私たちとしても、

まずはサンロケの問題を解決してからという想いがあるが、財務省としてはどのように考えているか。

MOF 宮崎：

まず、当件の灌漑事業についての問題点をいくつか挙げられているが、家屋の補償支払は我々が確認したところ、まだ始まっていないとのことである。立ち退きを迫られていると状況はないと聞いている。

神崎：

現地にいるスタッフと話したところ、1 月 5 日から支払いが徐々に始まっているとのこと。いずれにせよ、もう一度確認する。

MOF 宮崎：

12 月 24 日付けのまにら新聞の報道に、1 月中に交換公文の署名と円借款契約の締結が実現するとあるが、現在そのような事実はない。今後の契約締結時期についての具体的予定もない。

現在の状況だが、フィリピンの実施機関で移転対象者・世帯・住民からの同意を得ることが進められている状況という認識だ。現在は JBIC 通じて進捗を確認しているという段階である。記事には、移転問題や予算措置の問題はほぼ解決したと報道があったが、移転問題については、引き続き、移転合意の取得、その他の移転関連の手続について JBIC を通じて確認していく。同意取得については JBIC を通じて確認したところでは、移転対象世帯に対するコンサルテーションが実施されたことを確認している。また事業実施、住民移転に対しての反対はなかったと確認し、住民移転計画が作成されたことも確認している。そして、移転対象世帯と碎石場からの書面合意を取得していると聞いている。これについてはバランガイ・キャプテンの連名があると聞いているが、合意取得も相当程度進んでいると聞いている。予算措置の問題については去年の 11 月に本事業の予算承認が下りたとの報告を受けている。

サンロケ多目的ダム事業については、生計手段の回復や補償の問題がフィリピン側の実施機関により適切に実施されていくかを今後も引き続き JBIC を通じて確認していきたいと考えている。サンロケ多目的ダムと本件灌漑事業は、実施主体者も違い、住民移転の対象地域、対象世帯も異なるため、コンサルテーションの実施、合意取得、補償的な支払もそれぞれ別に行われる。再定住地も別々になる予定だと聞いている。サンロケダム事業についての意見や経験を今回の事業に生かすべきというのは言うまでもないが、移転対象住民に対する適切な配慮という点については、それぞれ案件ごとに、何をなすべきか判断すべきである。またサンロケ多目的ダム事業の問題点の解決が当灌漑事業の決定より先決であるとは認識していない。

神崎：

先ほどの移転問題の合意取得についてだが、今、答えて頂いた部分は移転合意の取得といった部分に関してのみであったが、サンロケで問題になったのは移転の合意取得だけではなく、手続に問題があり、手続が曖昧だったために後に問題が起きたと認識している。今回の場合、確かに移転には合意しても、移転地が決定していなかったり、移転地の家屋がまだ建っていない状況である。現在、移転が決定している 75 世帯については、どのような条件で移転できるのかについてフィリピン政府のエグゼクティブオーダーに基づいて決定されるらしいが、その内容が明確ではない。更に、自分が移転地に移ることができるかどうか分からない住民がいるという。

サンロケで起きた問題が、今回も起きる可能性が十分にある。住民が移転に合意した後、再定住地で生活が維持出来るかを含めて移転問題を考えるべきだと思うが、移転後についての手続きが曖昧である。また、灌漑事業と多目的ダム本体の事業は違う事業であるとのことだが、確かに事業主体は別々であるかもしれないが、二つの事業に基づいている EIA や環境適合証明書はサンロケの灌漑事業と記録されているため、この二つの事業が全く別のものであるとは言いきれないのではないか。

そのことを踏まえ、お聞きしたいのは、合意の取得といった事についてだけでなく、手続面で住民の移転後の生活が確保されているかという点については JBIC や財務省は重要事項として認識していないのか。JBIC あるいは日本政府が融資すると判断するに当たって、移転後の住民の生活の確保までを含めて判断するべきだと考える。

MOF 宮崎：

その問題については今聞いたばかりなので、どのような問題があるのかは正確には分からないが、そのような懸念があるのであれば、それは確認を行う。融資決定までにきちんと住民の移転後の生活に関する判断が行われているかを確認すること、今後実施する住民移転計画がきちんと実施される体制になっているかを 検討する。今挙げた個別の懸念については、十分な把握はしていないので JBIC にそういった問題点を伝達したい。

神崎：

移転の中で、特に合意があるかどうかについては、特に気を使わざるを得ないと思うが、先ほどの手続や移転後の問題についてはまだ疑問が残る。今回は 12 月のまにら新聞に交換公文署名という記事が掲載されたことで急遽質問させて頂いた。先ほどの未確認の事項について引き続きこちらでも確認を取り、財務省や JBIC に情報提供させていただきたい。

MOF 宮崎：

先ほどの手続が適切にされているかという点について、融資決定前に確認を取ると共に融資決定後もモニタリングという形で続けていくとのことなので、その点は JBIC と情報交換を行いながら、対応していきたい。

神崎：

JBIC のガイドラインにもあるが、適切な時期に適切な補償がなされることが非常に重要だと考えている。例えば土地の補償は後回しで、再定住地に家だけあって農地がないといった状況は適切だとは言えない。

清水：

質問 1 に関しては、交換公文署名の時期は未定ということだったが、質問 3 に対する回答の中では、JBIC は灌漑事業に関する住民との手続は相当程度進めている、ということだった。ということは、事業の契約締結の予定は未定とは言え、ある程度近い将来という形で考えているということか。

MOF 宮崎：

時期が未定ということは未定としか言いようが無い。ただし、住民移転の合意取得が進められており、住民移転計画も作成しており、相当程度進んではいるとの認識はある。

清水：

時期は未定だが、融資するという姿勢なのか。

MOF 宮崎：

住民移転の問題が適切に配慮され、その他予算等の問題が解決できたと判断されれば、既にプレッジしている案件でもあるので融資決定することがあり得る。もちろんフィリピン全体の経済問題や財政問題といったことも含めて考えている。

清水：

今までのやり取りだと、財政問題がネックになってなかなか進まないという印象を受けるが、今は、その点はクリアできそうということか。未定という範囲が、数ヶ月という単位なのか。前回話したときには今後数年間は財政状況が足かせになって円借款の供与はまずない、という印象を持っていたのだが、大まかな時期についてはいかがか。

MOF 宮崎：

数ヶ月先とか、数年先とかいう話ではないと認識している。

清水：

JBIC のガイドラインが適用になるのは、JBIC が公式に融資を受け付けた時が 2003 年 10 月以降である場合のはずなので、プレッジとは関係なく、JBIC が融資を受け付けた時点で完全適用か否かを判断するはずではないか。

松本：

ガイドラインの異議申し立て制度策定時、我々の懸念は一旦意思決定し、融資契約を結んでしまうと後には戻れないのに、異議申し立てによって後戻りする、契約に至らないという選択肢が無いことだった。JBIC として意思決定をしてそれを政府に送るとき、その時が異議申し立てを出来るときだ。ここに出ているのは E/N と借款契約なので JBIC として意思決定してそれが日本政府に渡されるという段階はもう過ぎている。

松本

今回 E/N を結ぶにあたっては、新たな三省勉強会や新たな JBIC の役員会の決定は行われぬのか。

MOF 宮崎：

勉強会などの具体的な予定は無い。また JBIC の役員会はおそらく E/N 締結前にはあると思うが、正確なことはわからない。

6. 世界銀行、ADBの融資決定後に明らかになった問題点の対応について

田辺：

タウンサ堤防緊急修復・近代化プロジェクトについて、これはパキスタンのインダス川の老朽化した堤防を修復し、決壊の危険性を回避することを目的としたプロジェクトである。世界銀行が融資しているプロジェクトで、水門の

詳細設計のために日本の外務省も無償資金協力を行っている。だが、いくつか問題点があり、具体的には4点にまとめてある。

一点は、そもそも計画には含まれていなかった住民移転が実際には行われていたという点。EIAの中では、工事に必要な土地は十分にあるとのことだが、実際には住民移転が行われた。そして、住民移転が行われた後、2005年11月29日に住民移転計画書が作成され、同計画書によれば、移転者数は157世帯、799人となっている。

二点目は、新たな移転地が水はけの悪い場所であり、二つの巨大な運河に面した土地であり、住民は土地の水はけ及び運河の決壊を懸念している。また、移転した住民に対して、家屋建設に関する補償金がまだ与えられておらず、借金をして家を建てている住民や、簡易寝床を作って生活している住民かなりいる。共同トイレなどについても不十分である。

三点目の問題点は、実際の移転後に現地の実施機関が住民へ補償金パッケージを提示したが、住民によれば、それは家屋を建てるには不十分であり、この補償パッケージを受け入れていない。また、住民の多くは下草を刈って、籠を作って生計を立てているので、今後それを続けられるのか、草を刈る権利が与えられていないことを非常に懸念している。

四点目は、この補償金パッケージを受け入れるように、灌漑局及び警察が深夜住民を訪れ、脅しを行い、世銀担当者に脅しについて話さないよう圧力を与えていることが現地の住民から挙げられている。

このように、世銀の融資したプロジェクトとしては、世銀の住民移転政策の適切なプロセスを踏んでいないと判断できる。以上を踏まえて、お聞きしたい。そもそもなぜ、移転が行われないとのことであったのに、実際には住民移転が行われたのか。その原因は何か。また今、挙げた問題点についての解決策を世銀はどう考えているのか。今後こういった事態が起らないように、今後の政策面での予防策、改善点については考えているのか伺いたい。更に、これらについて、財務省の見解も伺いたい。

清水：

スリランカ南部ハイウェイ建設事業(STDP)について伺いたい。2ページ目の参考の表は、これまでのSTDPにおけるCRPプロセスである。2004年12月、現地の住民がADBのCRPに政策違反を申し立てた。申し立て資格は認められ、CRPが調査を行い、2005年6月には最終レポートが完成。7月にはCRPの勧告が理事会で承認された。その後、この勧告をもとに、ADBの南アジア局が行動指針を作成していると理解している。以上のプロセスを踏まえ、三点伺いたい。

まず一点、ADBが作成した行動指針に対して11月1日に異議申立人が行動指針に対するコメントをADBのスリランカ事務所に提出しているが、その後、コメントがどのように扱われているのか、あるいは扱われていないのかといったことが、ADBから知らされていない。このコメントを踏まえた最終版の行動指針は存在するのか。存在するのであれば、申立人によるコメントがどのように取り入れられたのか、また最終版の行動指針が存在しないのであれば、申立人によるコメントがなぜ考慮されていないのか、その理由を伺いたい。

二点目は、CRP による勧告レポートのパラグラフ 268 (III) に政策遵守を強化するためにコファイナンス・アレンジメントを強化するべき、という勧告が出ており、これに対して、ADB の行動指針として、(a)、(b)の二点が出ている。ここでは、今後JBICとADBでプロジェクトの政策遵守を強化するために、モニタリングをどう強化してかについて議論を進めるという行動指針を示しているが、実際に JBIC と ADB でどのような議論を行い、その結果、行動指針策定以前と比べ、両機関はどうモニタリング方法を強化するのか、具体的に議論されたこと及び JBIC と ADB の対応を伺いたい。また財務省の考えも伺いたい。

三点目は、以上のように CRP によって去年の 7 月にレポートが出て、多くの政策違反が指摘されたが、その後も問題は解決されず、被害を受けている人がいる。このよう状況を鑑みた時に、財務省としては ADB 事務局の取り組みによって今後、政策違反が解消され遵守の確保ができるとお考えなのか、伺いたい。

MOF 木原：

まず、パキスタンのタウンサ堤防緊急修復・近代化プロジェクトについてだが、始めに経緯について質問があった。この件に関しては我々が理事室を通じて世銀事務局から聞いている内容は、まず、環境影響評価やプロジェクトの審査の段階では住民移転は想定されていなかった。さらにプロジェクトの審査を世銀が行った時点で、パキスタン政府から住民移転は生じないという説明があった。そういう前提でプロジェクトが認められた。実際にプロジェクトの実施の段階になって、改修工事の具体的な工事のプランニングをした時に必要な機材を置く場所が十分でないことが、判明したので、住民が騒音やほこりなどの被害を受けないように、住民移転を行ったという経緯がある。

これに対して世銀としては、この事実を把握したのが 7 月くらいで、7 月の時点で現地の NGO からの指摘を受け、それを踏まえ住民移転計画を作り始め、11 月に完成した。住民移転計画については、堰なので川の左岸、右岸という形になるのだが、それぞれのコミュニティの代表者とコンサルテーションを行って、現時点でのプランは作られたと世銀から聞いているが、ここはまた議論が必要かもしれない。

最後の警察や工事関係者による嫌がらせが行われたことについては、この事実について世銀の事務局としては既に認識をしていて、世銀の側が今とっているアクションは、この点について独立した評価を行うよう州政府に言っているという説明を受けた。

圧力の問題であるとか、補償が十分でない、適切な代替地が住民移転の中でケアがないのではないか、という問題点が生じているのであれば十分に議論する必要があると世銀の中でも考えていると聞いている。こういった経緯を踏まえて我々としてどう考えるかという、まず事後的に住民移転が起こったということについては、本来事前にきちんとした計画が作られるべきだ、というのはご指摘の通りだと思う。他方で今既に起こってしまった問題について、世銀としてどのように対応したのか、を申し上げると、7 月に問題を把握した時点ですぐに住民移転の計画を作り始めて、それがどのくらい十分だったかという議論があるにせよ、少なくともコンサルテーションをきちんとやった上で、住民移転計画が出来ているということは、世銀の側ではそれなりの対応をしていると言える。ただし、事後に住民移転計画が作られたからといって、それが仮に事前に住民移転計画があった場合と比べて、結果として劣るような対応になってはいけないと我々は思っているし、これから 3 月にミッションもあるので、そういうことがない様、きちんと世銀として対応してほしいと思っている。

MOF 田染：

STDP について、ADB では、現在行動指針の修正作業を行っている。次の質問にも関連するが、申立人からのコメントを踏まえて、JBIC と ADB と合同で、住民移転に関する外部機関によるモニタリングの状況について、報告を受けて意見交換を行うようなワークショップパネルの設置を行動指針に入れる予定であるとのことである。そのワークショップパネルは、半年に一度くらい開催し、そのパネリストとしては、影響を受けた住民の代表者、再定住、環境、補償といった問題に関する専門家、その地域にいる法律の専門家や研究者等が想定されている。その一方で、行動指針に反映することが困難と思われることもあったとのことである。例えば、既存の確立した枠組みがある中で、独立したパネルを設けるなど新たに制度を導入することについては難しいとのことである。

MOF 中野：

ADB の方で今見直されているという行動指針の中で示されたご指摘の 2 点について、JBIC でも、外部機関に委託する形での移転モニタリングを ADB と JBIC で共同して行うことになっていると承知している。これまでに ADB と JBIC はモニタリングの実施ルールの細目の検討や、中立的立場から問題をモニタリングできる外部機関の選定に向けた情報収集など、可能な限り早期にモニタリングシステムを開始できるように進めていくと聞いている。財務省としても、プロジェクトの住民移転、補償という問題に関して、特定の利害関係のない中立的な外部機関が選定され、ADB と JBIC の両区間をカバーする形でモニタリングが行われる体制が確立されることは非常に良いと思っていて、このモニタリングシステムの確立に向けた ADB と JBIC の取組みに注目していきたいと思っている。

質問 3 について、添付資料の中で、個別具体的な影響を受けている住民に関しての事例を情報提供いただいている。ADB と JBIC はこのプロジェクトの住民移転、補償に際し、こういった事例があるかどうかを現在スリランカ政府側に質問していると聞いている。今説明した今後確立される外部モニタリングシステムの枠組みの中で、頂いた事例が適正に評価されて、スリランカ政府による移転補償に結びつくことが望ましいと考えている。従って、外部モニタリングのシステムを早く確立していくことが重要だと考えている。

田辺：

このプロジェクトの話を聞いたときに、やはり気になったのはカントリーシステムアプローチの採用との関連である。例えばパキスタン政府が複雑な世銀のセーフガード政策のプロセスを採らないで実施する場合、政府自身が世銀のプロセスを知っているにも関わらず、きちんと事前に移転計画書の提出がない状況を見ると、今回行っているパイロットのケースではうまくいっているかもしれないが、その他のケースではうまく行かないのではないかと懸念がある。やはりパイロットケースだけを見るのではなく、全体のケースを見ていく必要があるだろう。

2 点目は、こうした事態が起こったとき、7 月に現地 NGO から世銀の方に報告があったとのことだが、住民に対して移転はあったが家も公衆トイレも与えられていないという状況を我々は 11 月に聞いた。世銀が 7 月に聞いた時点でなぜ緊急措置が取られないのか、それほど簡易トイレは高いものではないし、本来であれば設置できるのに、そういった緊急措置として対策がとられていない。もし、対策が採られているのであれば教えていただきたいし、取られていないのなら取るべきであると考えている。

MOF 木原：

カントリーシステムアプローチの中で、パイロット案件が世銀でいくつか出ているが、あの仕組み自体は基本的に

はパキスタンというより、もう少し国としてしっかりしたところを対象としているものだ理解しているし、おそらく今後パキスタンに近いような国に今後指針が使われることもないと考えている。あの仕組み自体を適応するかどうかはそもそも今出来上がっている法制度が、制度としてどのくらい世銀と同等レベルかということもあるが、それだけではなく実際に法律に書いてある事を遂行できる実施能力があるかどうかや、当然過去のレコードも見て決める。今回の場合であれば事前にカントリーシステムが使われるべきかという、少なくとも私はそうあるべきではないと考えているし、世銀もそういう風に考えているのではないと思う。

7 月に移転が起きた段階でどのくらい緊急措置が取られたのかは、今時点で分からないが、世銀としてやるべきことは計画を作って、その計画をコンサルテーションして、移転プロセスを全体としてきちんと終わらせることだった。しかし、確かに長期的に行うことと短期的に出来ることと両方あったと思うので、そこは少し追って調査したいと思っている。

清水：

行動指針について修正作業を行っている聞き、良かったと思っている。移転モニタリングは、外部機関に新設するのか、それとも既存にあるマネージメント・コンサルタントが行うのか。

MOF 田染：

新たに外部機関に委託して、モニタリングを行う。

清水：

その外部機関がどういう機関なのか？

MOF 田染：

現在選定中とのことである。

清水：

既存のシステムの中で既に補償額の評価についてはもうシステムがあるので、これについてはまた新たにモニタリングのようなものを設置して補償の評価に対してコメントを言うことは難しいとお答えをいただいたが、その部分についても是非進めていただきたい。というのも、住民がコメントの中で independent monitoring panel を設立するよう言っている。では、なぜ、そもそも、住民がこのパネルというものを必要としていたのか。

まずは、既存のモニタリングシステムである、道路開発局の方が雇っているマネージメント・コンサルタント、ADB が雇っている external resettlement monitoring は、補償額にまで踏み込んでコメントを言える機関ではないからである。二点目は、ADB や JBIC が遵守することになっている住民移転計画において、土地や家に関する総交換費用での補償、作物損失に関しては例えば 3 年分の補償をなど、かなり細部にわたって補償額に関して書かれているからである。しかしながら、私がスリランカに行った時も、住民の中には総交換費用で自分の家が評価されていない、といった補償額についての不満がかなり聞かれた。本来であれば原価償却は考慮されるべきではないのに考慮されているケースもある。つまり、住民がどうして independent monitoring panel を求めているのかというと、補償額に関して問題があるにも関わらず、補償額にまで適切に踏み込んだ発言ができるモニタリングシステムが必要だと考えているからだ。

つまり、住民が Independent monitoring panel を求めた本来の意図を考えると、新たに出来るモニタリングのシステムが補償額についてコメントを言えないのであれば、その新たモニタリングシステムは住民の意図に沿うものではないと思う。

ADB が融資をしているカンボジアの案件の国道一号線の改修事業では、移転住民が適正な補償額を受け取っていなかった場合に、ADB がカンボジア政府に言ってカンボジア政府がきちんと払うようになったという事例もあったと聞いている。

後藤：

これはADBの担当者に直接言った方が良いかもしれないが、カンボジアでは、ADB自身が市場価格調査をもう一度やっているので、ADBが出来ないというわけではないと思われる。

清水：

スリランカの resident mission の country director は、評価は政府にまかせ、補償は市場価格で評価されていると理解しているようだ。従って、カンボジア国道一号線とスリランカのSTDPの例を比べてみるとは、対応がダブルスタンダードであると思う。STDPでも、補償額の問題に関してこれまで何年にも渡り懸念がでてきているので、これをきちんとカンボジアのように対応してほしいと思う。

個別具体的な事例に関しては、今後、出来るモニタリングの枠組みの中でワークショップパネルの中で解決していくことが重要だという回答だったが、今回事例に挙げた問題は緊迫している。スリランカ政府の方は早く移転させたい一心だし、住民はいつ移転させられるか分からないという中で、かなり緊迫した状況の中で、補償金、移転先、生計手段の確保などの問題を抱えている。モニタリングの今後のシステムの中で解決することも重要だが、それ以前にADBとJBICの方でもスリランカ政府にきちんとやっていくことによって、この問題を解決の方向に向かわせてもらえればと思っている。

3番のような質問をした背景を最後に述べたい。10月15日にスリランカの resident mission と、影響住民で会合を持った。この時の議事録を読む限り、ADBは移転実行計画RIPを実施していく事を諦めている印象を受けた。議事録の中では、ADBが住民に現実的な解決策を見つけなければと言っていた。ADBが既にRIPの実施を諦めている状況の中で、とてもスリランカ政府がこれを実施するとは思えない。その状況を考えると、融資の一時停止という融資機関のレバレッジも使いながら、スリランカ政府に対して強くRIPの実施を求めていかなくてはいけないという問題意識から3番目の問題は挙げている。

MOF 田染：

ADBとしても行動指針に従って対応しているところであり、先程話しがあったようにADBとJBICは、住民移転の補償の状況について、政府に確認を行ったりもしている。、したがって、諦めている状況であると決め付けるのはいかがかと思われ、我々としてはADBの対応を注視していきたいと思っている。

MOF 中野:JBIC サイドからも、RIP の enforcement を諦めるといったことは、少なくとも私の方では聞いていない。